

（仮称）大山田安定型産業廃棄物最終処分場設置等事業に関する伊賀市水道水源保護審議会 答申の概要と本市の判断

- 日時：令和8年8月26日 19：00～
- 会場：大山田福祉センター ふれあい広場

1.説明会の目的／本日の流れ

- 目的：
 - ①答申のポイント共有
 - ②市の判断理由
 - ③今後の見通し
 - ④質問にお答えする

- 流れ：

市長（方針公表）→事業概要（要約）→
部長（答申・論点）→質疑（まとめて）

2. 市長より市民の皆さまへ

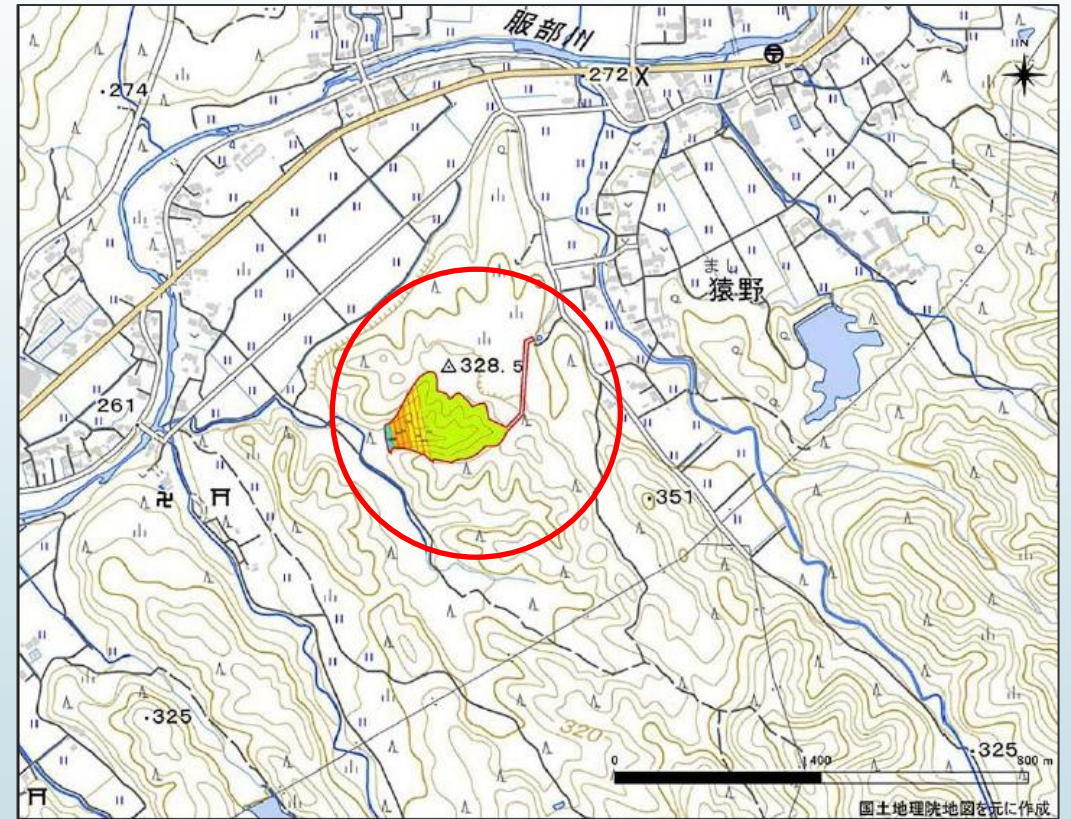
- 大山田地域の皆さまをはじめ、市民のご意見を真摯に受け止めています
- 水は暮らしの基盤／水源は将来世代につなぐ大切な財産です

■本市の判断（結論）

本件事業を「規制対象事業場に認定」する

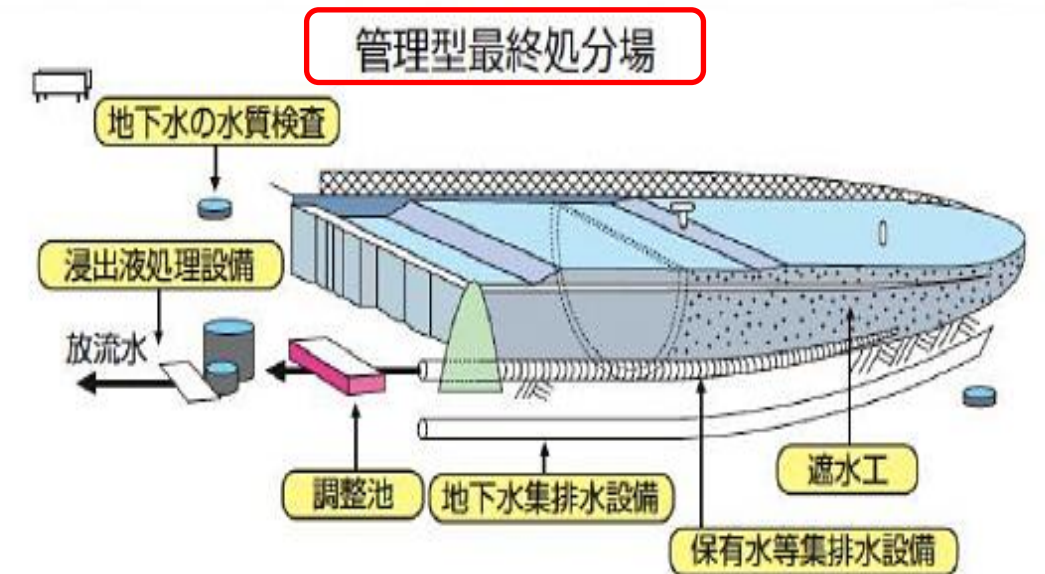
3.事業の概要（事業者資料の要約）

- 事業名：（仮称）大山田安定型最終処分場
- 事業計画者：伊賀環境サービス株式会社
- 種類：安定型産業廃棄物最終処分場
- 場所：伊賀市下阿波（位置図のとおり）
- 埋立容量：251,055m³（覆土を含む）
- 埋立量目安：約300m³/日（8時間）
- 埋立期間：約5年（最短7年後閉鎖）
- 受入品目（安定型産業廃棄物：石綿含有産業廃棄物を含む）
 - 廃プラスチック類/ゴムくず/金属くず/
ガラス・陶磁器くず/コンクリートくず



※出典：R6.10.17提出資料

4.産業廃棄物最終処分場の種類

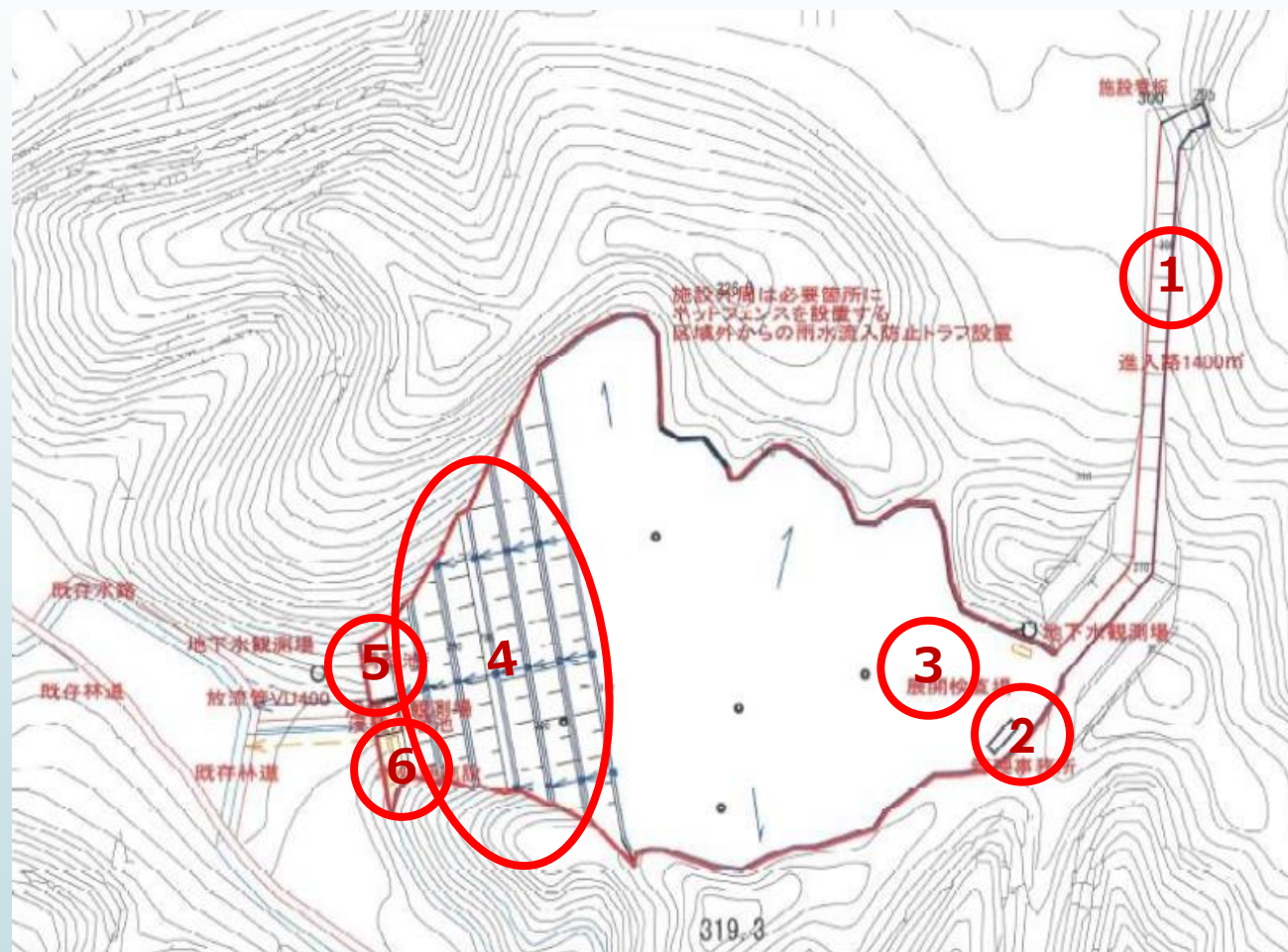


■ 出典：誰でもわかる!!日本の産業廃棄物（改訂5版） 環境省監修、平成24年

5. 主要施設の概要（事業者資料の要約）

- ① 進入路
- ② 事務所・車上検査場
(マニフェスト等の確認)
- ③ 展開検査場
(積載物を展開し確認)
- ④ 土堰堤 (高さ約 30 m)
- ⑤ 集排水設備
(浸透水・雨水調整池等)
- ⑥ 水処理施設

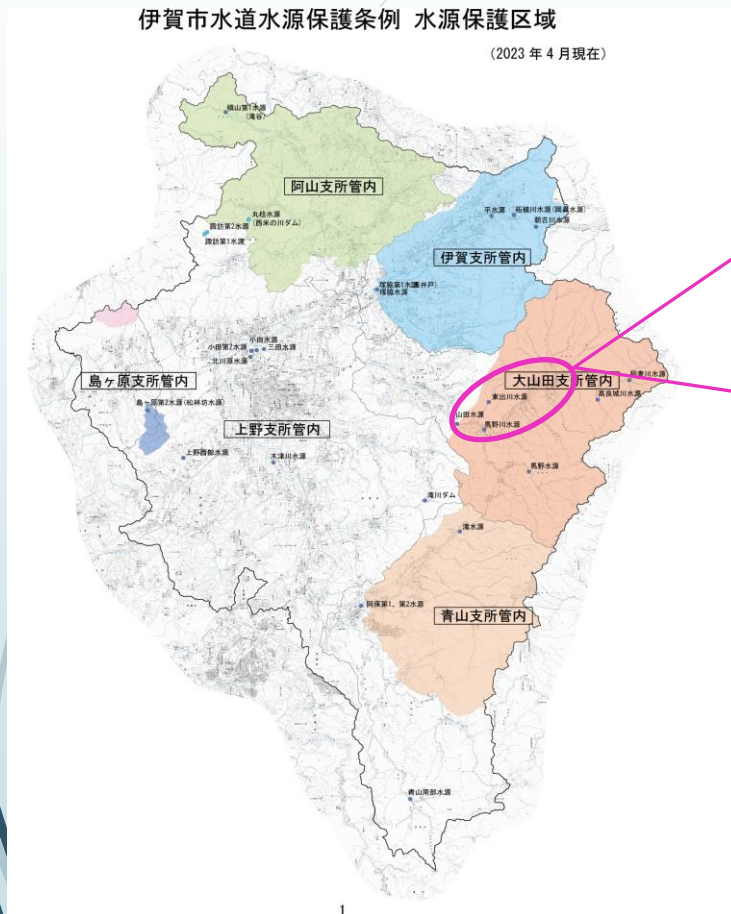
※出典同上



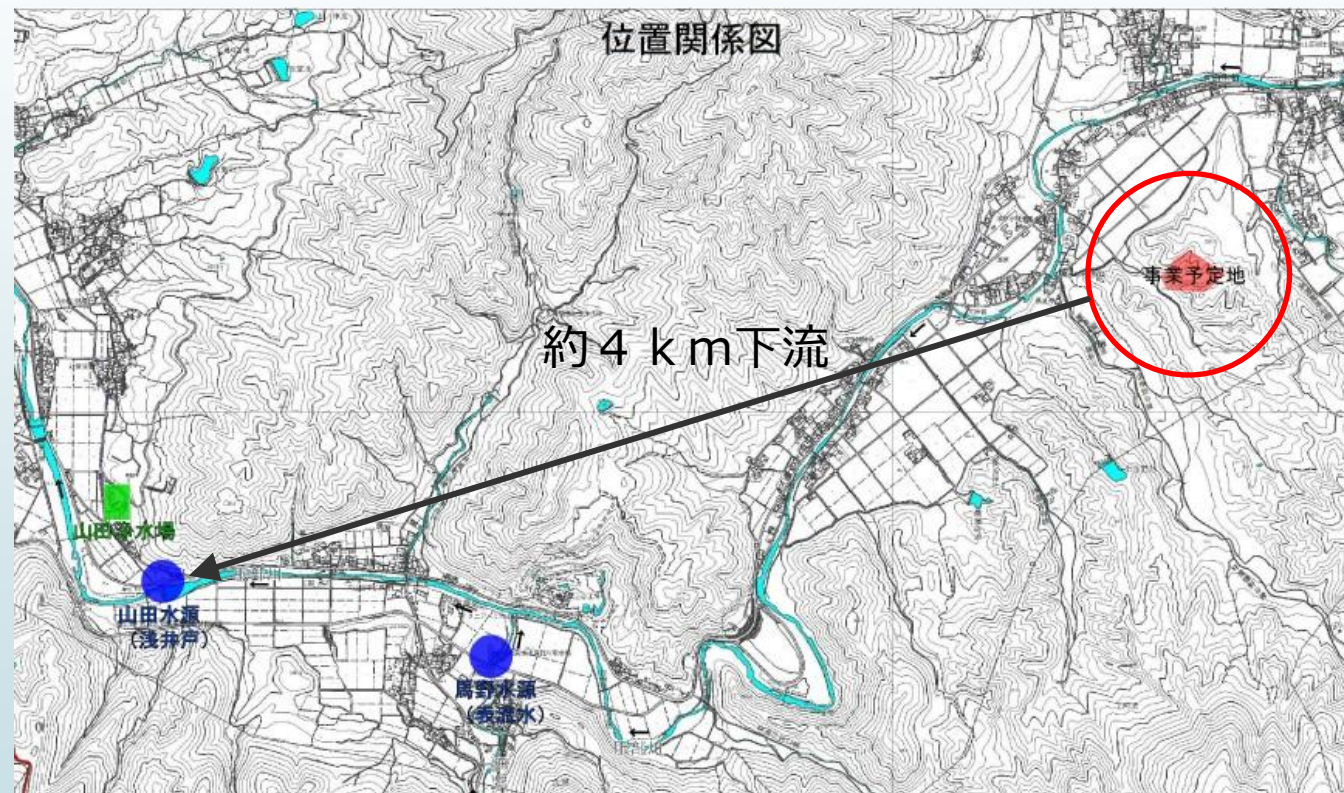
6.水道水源との位置関係図（審議会資料）

伊賀市水道水源保護条例 水源保護区域

(2023年4月現在)



位置関係図



7. これまでの審議会経過（時系列）

- 令和6年10月17日～令和8年5月21日：審議会 計8回
- 事業概要説明 → 質問22項目送付
- 回答審議 → 追加質問・要望41項目送付
- 追加回答確認・要望（地下水調査等）
- 現地視察・意見集約
- 令和8年7月28日：答申

8. 伊賀市水道水源保護審議会とは

- 水源の水質保全の観点から、専門的・多角的に審議
- 提出資料、質疑、追加質問、現地視察等を踏まえ答申
- 条例に基づき議決して結論を示す

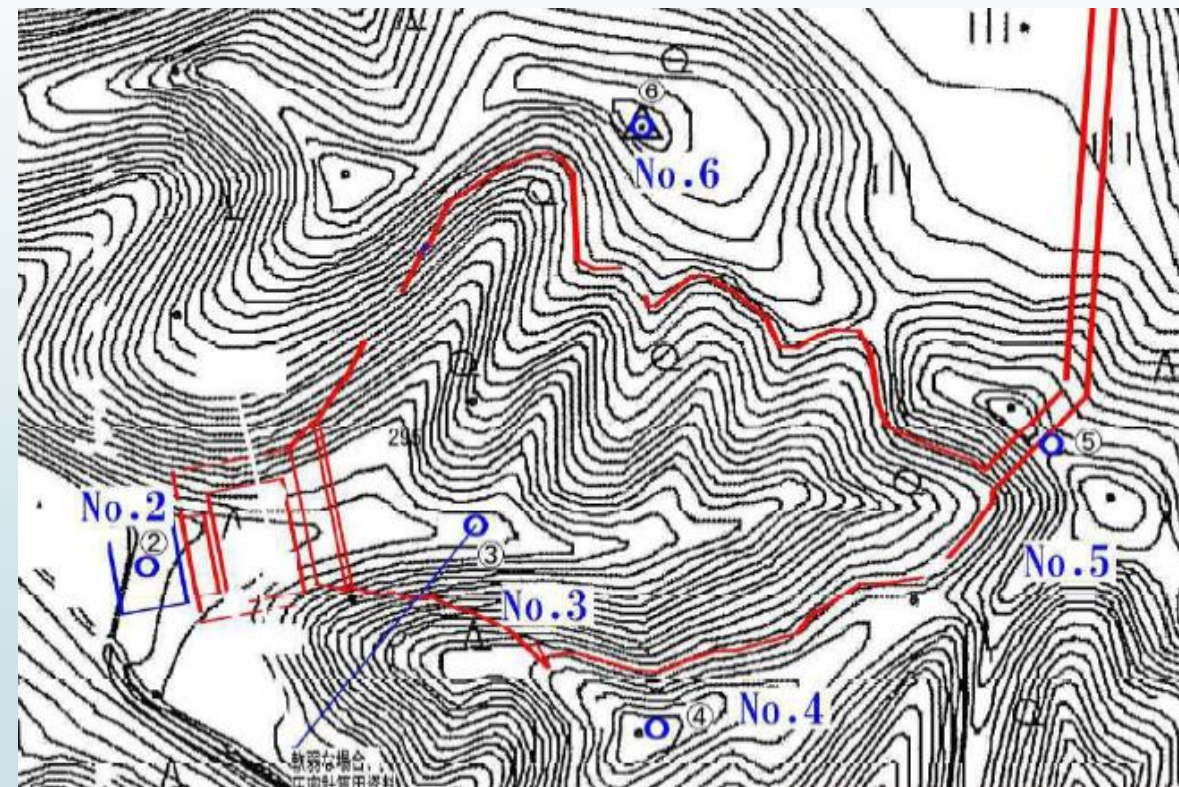


9. 答申の結論（議決結果）

- 規制対象事業場に認定するべき：7名
- 認定するべきでない：3名
- 答申結論：**現段階では「認定するべき」**

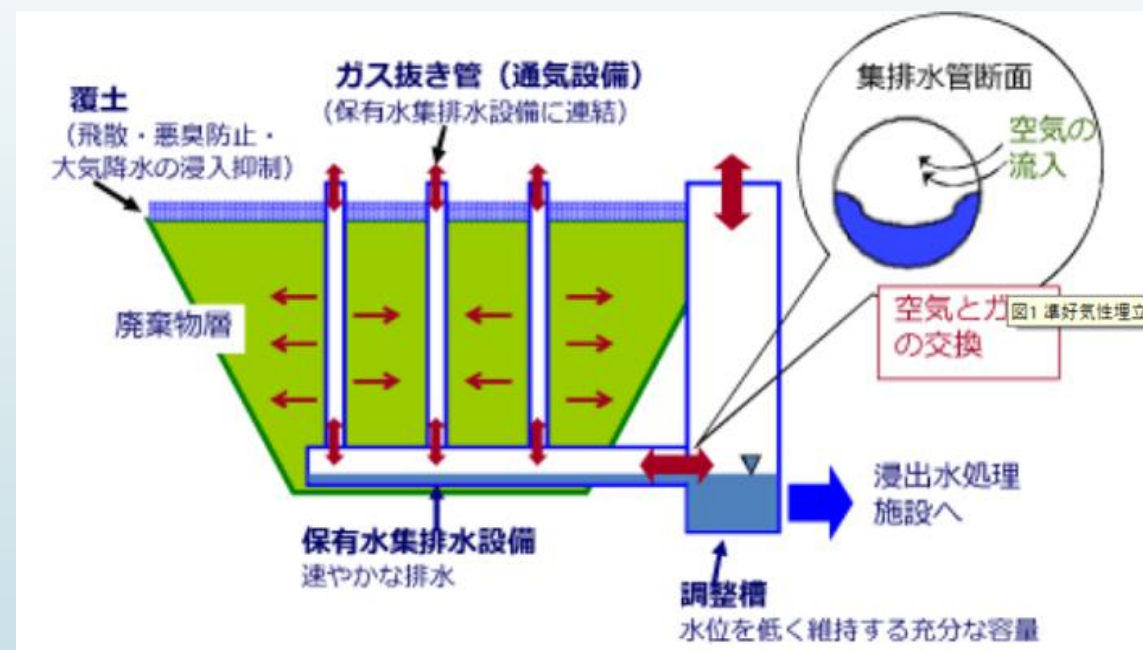
10. 指摘① 地下水・地質

- 調査地点・範囲が限定的との指摘
- 断層・破断面の有無、地盤の均質性等の把握が十分でない懸念
- 地下水の不存在や浸透リスクを「断定」しきれない、との整理した。



11. 指摘② 遮水・集水計画

- 遮水シート・集水管等の設計根拠の示し方が十分でないとの指摘
- 耐久性・安全性を含め、長期にわたり漏出・浸透を防げるか懸念
- 現時点での計画の確かさに課題、との整理

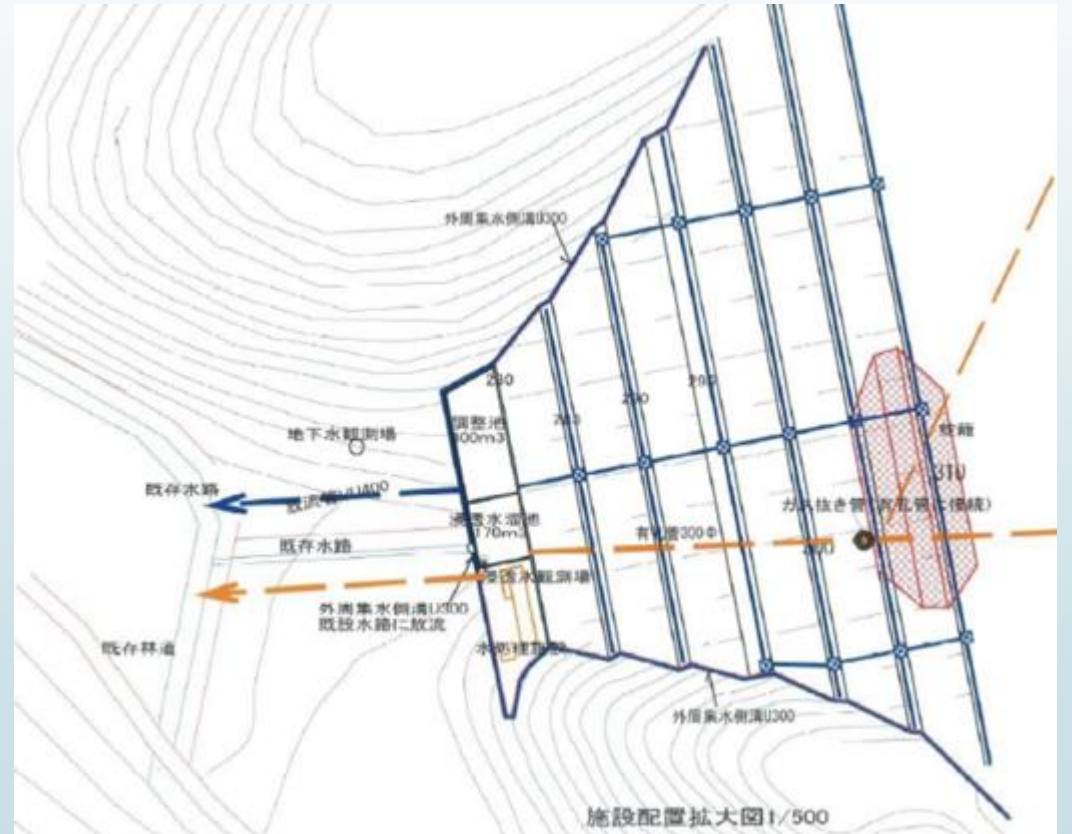


12. 指摘③ 監視・検査

- 異常の判断基準や対応が具体化されていない懸念
- 目視・臭気中心の監視では限界があるとの指摘
- 微量有害物質の早期把握・評価の観点で課題

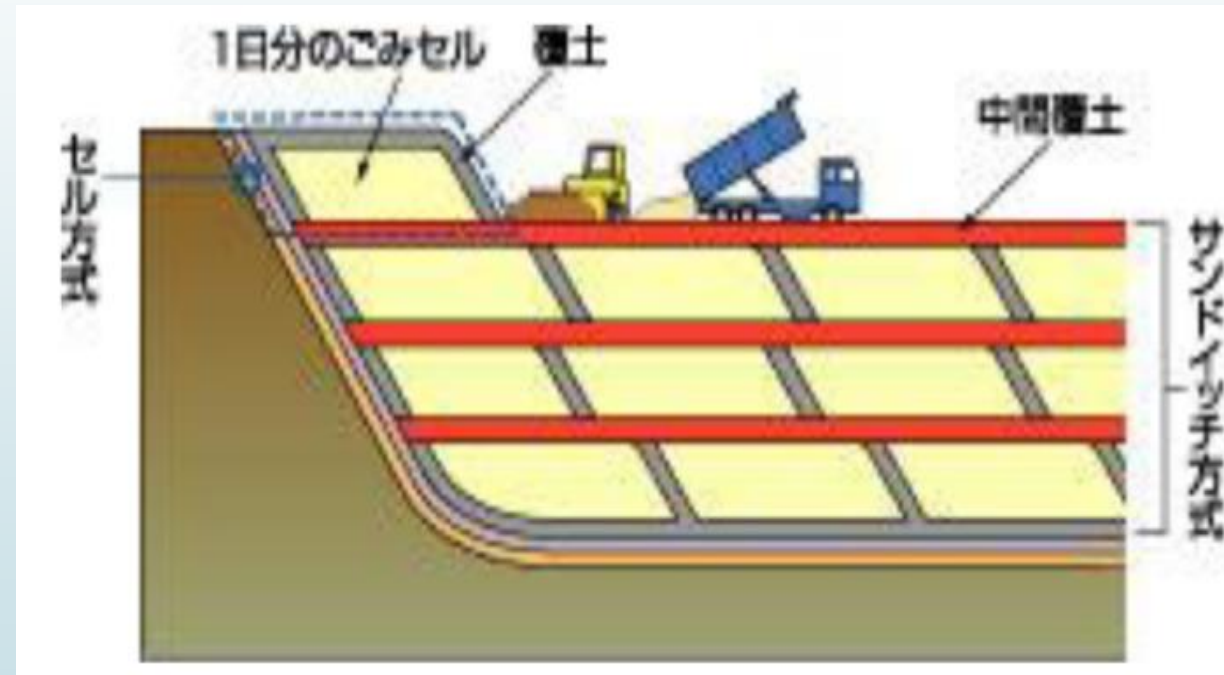
13. 指摘④ 水処理施設

- 「想定」と「備え（施設）」の説明の整合性に疑問、との指摘
- 除去効果・実績・性能評価の根拠の示し方が課題
- 長期運用・故障時対応等の不透明さへの懸念



14. 指摘⑤ 廃棄物搬入・検査

- 書類・目視中心の確認では混入判別に限界があるとの指摘
- 展開検査の方法、厚さ、記録の標準化等に課題
- 透明性・信頼性確保の必要性



15. 指摘⑥ 住民理解・情報提供／ 長期責任

- 説明機会・情報提供の不足が不安を増やしている、との指摘
- 撤退後も含む責任や担保が明確でない懸念
- 長期的な環境リスクへの備えが不透明

16.論点整理①： 「汚染水発生を想定しない」こと

- 前提として「汚染水の発生を想定しない」とする場合
→ 接触水の水質汚染を評価できない
- 接触水の水質が評価できない場合
→ 地下浸透リスクや遮水対策の妥当性を評価できない
- 同様に
→ 排水処理施設の機能（必要性・性能）も評価できない
- 結果として
→ 水源水質への影響リスクを十分に排除できない

17. 論点整理②： 住民対話・情報提供と長期責任

- 説明会の形式に限らず、事業者の住民対話の機会が十分でない状況が見受けられる
- その結果、**生命・健康を守るために必要な情報提供、長期管理方法、撤退後の責任体制**が具体化されていない
- これらは、住民対話の中で理解を得ながら調整し、具体的に示されるべき事項と判断している。
- 現段階では、**説明責任の観点で十分とはいえない**

18. 市の最優先事項：「安全な水」の供給

- 1. 守るべき公益（市民の生命・健康）

伊賀市民約1300人の飲料水を供給する重要水源であり、市民の生命と健康の根幹をなす「安全な水」の供給源。

- 2. 制約される私益（事業者の営業の自由）
事業計画地における営業活動の自由。

- 3. 比較衡量と結論
公益（市民の生命・健康） >> 私益（事業者の経済的利益）

- 市民の生命・健康を守る「安全な水の安定供給」という公益は、事業者が受ける経済的制約と比較して、著しく優位である。

19. 市の判断（まとめ）

- 論点①：水源への影響リスクを十分に排除できない
 - 論点②：安心につながる前提が整っていない
 - 市民の生命・健康を守る「安全な水の安定供給」という公益は、最優先である。
-
- よって、市は条例の趣旨に基づき、**本件事業を規制対象事業場に認定**

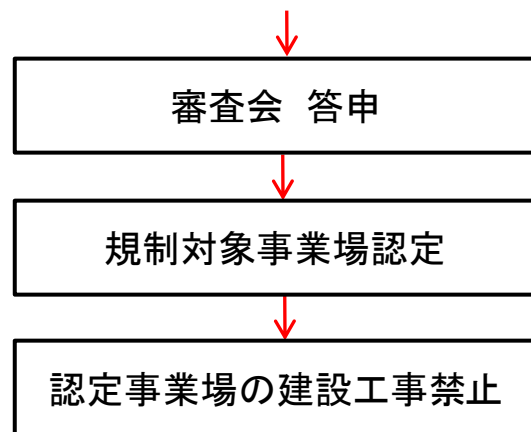
20. 今後の見通し（水道水源保護条例）

本市判断に不服がある場合は、法令に基づく
手続の可能性がります

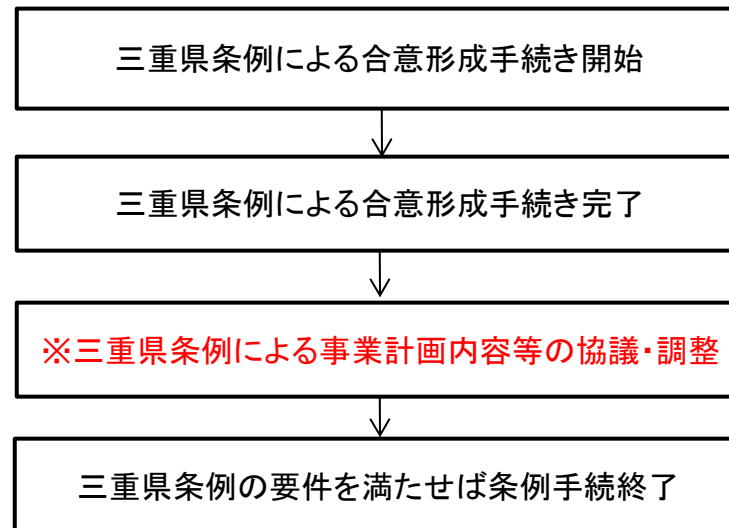
- **不服審査**の申請（3か月以内）
- 裁判所への**提起**（6カ月以内）

21. 今後の見通し（三重県許可手続き）

伊賀市水道水源保護条例手続き（概要）

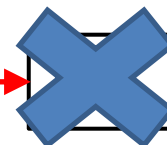
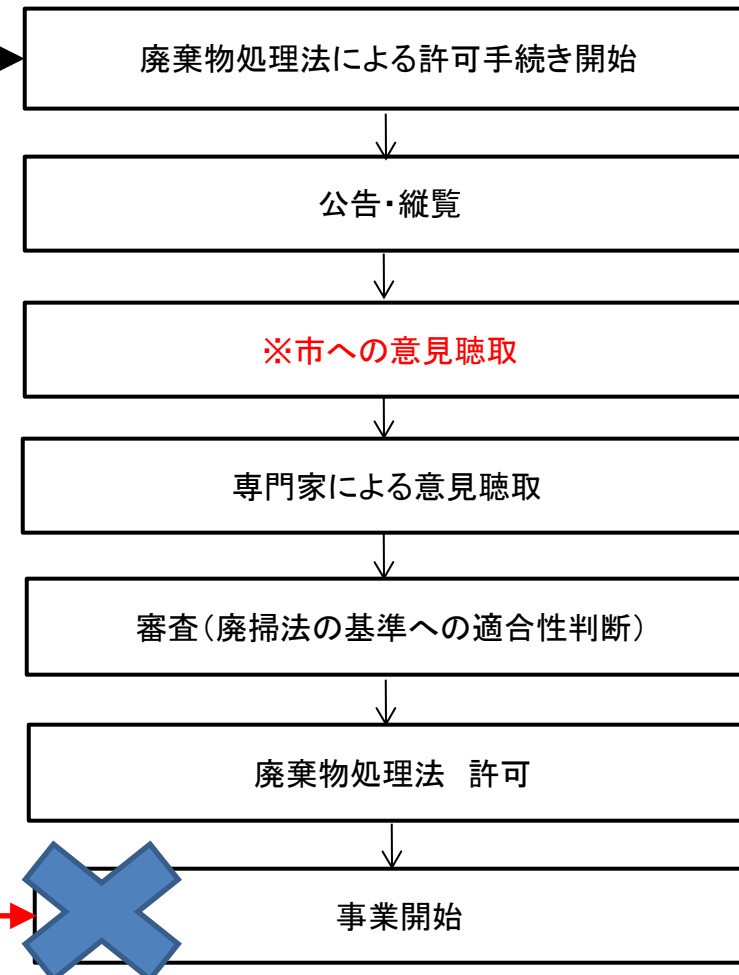


三重県産業廃棄物の適正な処理を推進する条例（概要）



※市の意見を述べることができる。しかしながら、三重県条例又は法律の要件を満たしていれば次のステップに進む。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（概要）



補足：伊賀市水道水源保護条例（抜粋）①

（目的）

第1条 この条例は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第2条第1項の規定に基づき、本市の水道に係る水質の汚濁を防止し、清浄な水を確保するため、その水源を保護し、もって住民の生命及び健康を守ることを目的とする。

（本市の責務）

第3条 本市は、水源の保護に係る施策を実施し、水源の水質保全に努めなければならない。

（協議等）

第12条 次に掲げる者は、あらかじめ市長と協議するとともに、関係地域の住民に対し、当該対象事業の計画及び内容を周知させるため、説明会の開催その他の措置をとらなければならない

3 市長は、第1項の規定による協議の申出を受け、水道に係る水質を汚濁し、又は汚濁するおそれがあると判断した場合において、伊賀市水道水源保護審議会の意見を聴き、規制対象事業場と認定したときは、事業者に対し、その旨を速やかに通知するものとする。

補足：伊賀市水道水源保護条例（抜粋）②

（建設工事等の着手の禁止等）

第13条 対象事業実施予定者は、規制対象事業場に該当しない旨の通知があるまでは、対象事業の建設工事又は対象事業の変更に着手してはならない。

（規制対象事業場の設置の禁止）

第15条 何人も、水源保護区域内において、規制対象事業場を設置してはならない。

（停止命令等）

第16条 市長は、前条の規定に違反して規制対象事業場の設置の着手をした者に対し、当該規制対象事業場の設置の停止を命ずることができる。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、相当の期限を定めて原状回復を命じることができる。

（罰則）

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

（2） 第16条の規定による命令に違反し、規制対象事業場の設置を行い又は原状回復をしなかった者